

# 高知県医師養成奨学貸付金等制度のご案内



この制度は、将来医師として、医師の確保が必要な高知県内の地域で医師として勤務されようとする方に対し、「医師養成奨学貸付金」を貸与して、その方の修学や研修を支援することを目的としています。

貸与を受けた期間の1.5倍に相当する期間を、高知県内の指定医療機関で勤務していただくなどの一定の条件を満たせば、貸付金の償還が免除されます。

ぜひ、高知県で医師としての第一歩を始めてみませんか。



高知県健康政策部医師確保・育成支援課





### \* 指定特定診療科目

→ 産婦人科、小児科、麻酔科、脳神経外科

### \* 県内指定医療機関

→ 高知市、南国市以外の区域にある病院及び診療所のうち、次に該当する医療機関

- ① 公立（公立に準ずると認められる場合を含む）の医療機関
- ② 許可病床数が100床以上あり、そのうち一般病床が60%以上である医療機関
- ③ 分娩を取り扱う医療機関（産婦人科の医師として勤務する場合）
- ④ 専門医育成のための専門の研修課程を有する医療機関のうち、一般社団法人日本専門医機構が認定した専門医養成プログラムに参加する医療機関

### \* 特定科目県内医療機関（産婦人科で勤務する場合）

→ 高知市、南国市の区域にある病院及び診療所のうち、分娩を取り扱う医療機関（産婦人科の医師として勤務する場合）

### \* 特別指定県内医療機関

→ 高知市、南国市の区域にある病院及び診療所のうち、専門医育成のための専門の研修課程を有する医療機関のうち、一般社団法人日本専門医機構が認定した専門医養成プログラムに参加する医療機関

## 貸与の申請と決定

### 1. 貸与の申請

\* 募集人員及び募集期間、その他詳細については、年度により異なりますので、募集要項を確認してください。

募集期間中に、貸付金貸与申請書に必要な書類を添えて、高知県健康政策部医師確保・育成支援課に提出してください。

### ○ 医師養成奨学貸付金

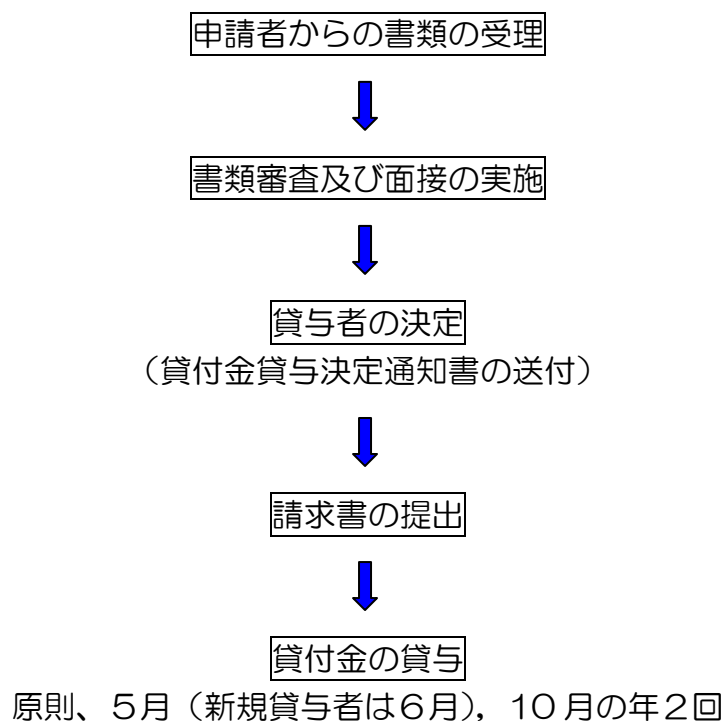
医師養成奨学貸付金貸与申請書（第1号様式）


(1) 身上調書（第4号様式）

- (2) 戸籍抄本
- (3) 誓約書（第5号様式）
- (4) 大学の在学証明書
- (5) 大学又は学部の長の推薦書
- (6) 申請者の属する世帯の収入を証明する所得証明書及び連帯保証人の収入を証明する所得証明書
- (7) その他、知事が必要と認める書類

- \* 申請書には2人の連帯保証人を定めて署名をする必要があります。
- \* 連帯保証人は独立の生計を営む成年者でなければなりません。

## 2. 貸与の決定と貸付金貸与までの流れ



貸与の一時停止・取消し 

### 1. 貸与の一時停止

貸付金の貸与を受けている医学生が休学又は長期にわたって欠席しようと

するとき、貸付金の貸与を受けている初期臨床研修生若しくは特定科目後期臨床研修生が長期にわたって研修を中断しようとするときは、貸付金の貸与を一時停止します。

なお、医学生が復学又は長期にわたる欠席をやめたとき、初期臨床研修生若しくは特定科目後期臨床研修生が長期にわたる研修の中断をやめたときは、貸付金の貸与を再開することができます。

## 2. 貸与の取消し

貸付金の貸与を受けている者が次のいずれかに該当するときは、貸付金の貸与を取り消すこととなります。

- (1) 貸付金の貸与の要件を欠いたとき。
- (2) 貸付金の貸与を受けることを辞退したとき。
- (3) 学業、初期臨床研修若しくは特定科目後期臨床研修の成績又は性行が不良であると認められたとき。
- (4) 病気又は負傷のため大学の卒業又は初期臨床研修若しくは特定科目後期臨床研修の修了の見込みがないとき。
- (5) 一時停止した貸付金の貸与の再開が認められないとき。
- (6) 上記の場合のほか、貸付金を貸与することが不適當であると認められたとき。

### 償還の免除

以下に掲げる条件を満たした場合には、貸付金の償還が免除されます。

#### ○医師養成奨学貸付金

- ・ 医師免許を取得した後、直ちに県内で初期臨床研修を受けること。
- ・ 初期臨床研修を修了した後、速やかに県内指定医療機関で医師の業務（特定科目加算貸付金の貸与者は指定特定診療科目の医師の業務）に継続して従事した期間が、貸付金を貸与した期間の 1.5 倍に相当する期間に達したとき。ただし、貸付金を貸与した期間に依りて、初期臨床研修期間のうち全部又は一部を償還の免除期間に算定します。
- ・ 産婦人科で勤務を行う場合は、特定科目県内医療機関での勤務期間についても償還の免除期間に算定されます。

- ・ 特別指定県内医療機関で勤務する場合は、勤務する期間については償還の免除期間に算定されます。  
ただし、貸付金の貸与期間に応じて免除期間に算定される期間には、上限があります。

#### \* 償還の裁量免除

- ・ 貸付金の償還の猶予を受けている期間中に、特定科目後期臨床研修を受けることを止めたときや、県内指定医療機関で医師の業務に従事しなくなったときには、償還の一部を免除する場合があります。
- ・ 貸付金の貸与を受けた者が死亡、精神や身体の機能に著しい障害を生じ労働能力を喪失する等やむを得ない事由により貸付金の償還を免除することが適当と認められたときは、償還の全部又は一部を免除する場合があります。

### 償 還 ・ 猶 予

## 1. 貸付金の償還

貸付金を償還する場合には、貸与を受けた日から年10%の利息を付けて償還しなければなりません。

ただし、特に必要があると認められたときは、貸付金を貸与した期間の2倍に相当する期間に限り分割して償還することができます。

なお、正当な理由がなく償還すべき日までに貸付金の償還をしなかったときは延滞金を支払わなければなりません。

## 2. 償還の猶予

貸付金の貸与を受けた者が、償還の免除となる条件を満たそうとしている期間中は償還を猶予します

なお、上記期間中であっても償還が猶予されない場合がありますので、詳しくは医師確保・育成支援課にお問い合わせください

## 1. 異動の届出

次のいずれかに該当したときは、直ちにその旨を届け出てください

- ・ 貸付金の貸与を受けている者が氏名又は住所を変更したとき
- ・ 連帯保証人が氏名又は住所を変更したとき
- ・ 在学する大学の専攻課程、初期臨床研修の研修課程、特定科目後期臨床研修の研修課程を他に転じたとき
- ・ 大学を休学、又は長期にわたって欠席しようとするとき、初期臨床研修若しくは特定科目後期臨床研修を中断しようとするとき
- ・ 連帯保証人が死亡したとき、又は連帯保証人を変更したとき
- ・ その他、貸付金の貸与を受けている者の身上に異動を生じたとき

## 2. 提出が義務付けられる書類

貸付金の貸与を受けている期間中は、次に掲げる書類を毎年4月30日までに提出しなければなりません

### ○医師養成奨学貸付金の貸与者

- (1) 大学の前学年度の学業成績を証明する書類
- (2) 誓約書（第5号様式）
- (3) 大学の在学証明書
- (4) 大学又は学部の長の推薦書
- (5) その他、知事が必要と認める書類

#### 【お問い合わせ先】

〒780-8570

高知県高知市丸ノ内1丁目2番20号

高知県健康政策部医師確保・育成支援課

電話：088-823-9660

FAX：088-823-9137

メール：132501@ken.pref.kochi.lg.jp